

**令和8年度京都市国民健康保険特定保健指導業務委託(個別健診利用者分)に関する  
公募型プロポーザル・質問及び回答**

No (受付順)	質問		回答
	項目	内容 (文面は提出時のまま)	
1	・仕様書1ページ 4 特定保健指導実施時期 (1)受付期間	令和8年5月1日（月）から令和8年度特定健康診査に基づき最終発行する特定保健指導利用券の有効期限（発行から3か月）まで ⇒最終発行から3ヶ月とは令和9年の6月（発行が令和9年3月31日が最後）の認識でよいでしょうか？	個別健康診査受診者の利用券発行は下記の流れとなります。 ①指定医療機関で特定健康診査を受診(毎年3月31日まで受診可能) ②健診受診後、約2か月から3か月後に利用券を発行し、対象者に送付（有効期限は発行月から3か月後の末日） 個別健康診査受診者の大半の方に翌年度5月末までに利用券を発行しますが、6月以降にも発行をする場合があります。そのため、最終発行分の有効期限が切れるまでを受付期間としています。
2	・仕様書2ページ 7 特定保健指導実施内容 (1) 予約受付 ウ	受託者は、対象者から予約を受け付けた後、速やかに本市に連絡を行い、保健指導に必要なデータ（特定健康診査結果等）を受理すること。 ⇒データの受領方法はクラウドを活用することは可能でしょうか？ またどの程度先の予約を想定しておけば指導前にデータを受領できますでしょうか？	・データ(特定保健指導結果)は、本市指定のファイル転送システムでの受け渡しを予定しております。 ・保健指導前にデータを提供するために、初回面接は申込日から約1か月後以降の日であれば予約可とする予定です。
3	・仕様書2ページ 7 特定保健指導実施内容 (4) 資格確認等 ア	初回面接は、利用券の有効期限内に実施すること。 ⇒有効期限内に実施とありますが、有効期限外で申込された場合はどのような対応になりますでしょうか？	受託事業者から、該当する対象者分の「特定保健指導利用券期限延長依頼書」を提出していただいた後、本市で有効期限を延長処理します。
4	・仕様書2ページ 7 特定保健指導実施内容 (5) 保健指導内容	最新の「標準的な健診・保健指導プログラム」（以下「プログラム」という。）及び「特定健康診査・特定保健指導の円滑な実施に向けた手引き」（以下「手引き」という。）に基づき、実施すること。また、利用率向上のためのメニューを企画するとともに途中終了者を出さないための対策を講じ、継続率の向上に努めること。 ⇒みなし終了について 特定健康診査・特定保健指導の円滑な実施に向けた手引き（第4.2版）に基づき保健指導機関が、対象者から評価結果データが得られないために実績評価を完了できない場合は、利用者への度重なる督促・評価等の実施記録をもって代えることは可能という認識でよいでしょうか？ (積極的支援はアウトカムとプロセスで180ポイント取得している前提)	評価なし正規終了としての取扱いが可能ですが、実績評価分(動機づけ支援2/10、積極的支援1/10)は支払いの対象とはなりません(支払条件を評価終了後としているため)。
5	・仕様書3ページ 9 未利用・途中終了の防止 (2)	利用申込みをしたまま特定保健指導の利用に至らない対象者に対しては、状況把握を行い、利用に向けた調整を行うこと。 ⇒医療機関からの案内が起点となる想定ですが、そもそも申込がない方への勧奨はなしという認識でよいでしょうか？	申込みが無い方への勧奨は、委託業務には含みません。